

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 2 7 回 総 会 議 事 録

自 令和 2 年 4 月 24 日  
至 令和 2 年 4 月 24 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 7 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 4 月 24 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○	○	農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明  
主 幹 齊藤嘉重  
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名  
日程 2 会務報告  
日程 3 報告第15号 事務局職員人事の発令  
日程 4 報告第16号 合意解約通知の成立状況の確認  
日程 5 議案第95号 合意解約通知の成立状況の確認  
日程 6 議案第96号 農用地等のあっせん申出

開会 午後 1 時25分

議長 これより第27回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
5番 中河委員、7番 峯田委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。  
3月31日の「職員の定年退職に伴う辞令交付」、4月1日の「人事異動発令に伴う辞令交付」は、役場で執り行われ私が出席しております。  
4月9日の「令和2年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長・事務局長会議」を弟子屈町で開催、私と事務局が出席しております。  
4月13日「白糠町新農業ビジョン推進協議会」総会が役場で開催され、私が出席しております。  
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第15号「事務局職員人事の発令」について議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 報告第15号「事務局職員人事の発令」。  
事務局職員的人事について下記のとおり発令したので報告する。  
令和2年4月24日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記  
出向命令および任命発令の対象者につきましては、事務局長のみとなります。以上、報告第15号の説明とさせていただきます。

議長 人事案件ですので、報告のみとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(出席委員) (異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第15号につきましては、報告のとおり承認いたします。

議長 日程第4 報告第16号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 報告第16号「合意解約通知の成立状況の確認」。  
農地法第3条の規定による許可について、使用貸借の一部の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので報告する。  
令和2年4月24日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
農地法第18条第6項の規定による通知者氏名  
号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●  
次のページをお開き下さい。  
解約申入日、解約成立日、解約通知日は4月15日、土地の引き渡日は4月30日となっております。解約形態は合意解約、解約事由は経営規模縮小のため使用貸借を一部解約する内容となっております。  
以上、報告第16号の説明とさせていただきます。

議長 報告第16号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、報告第16号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第5 議案第95号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。

恐れ入りますが、ここで●●●は会議規則第10条の規定により関わりがありますので議事に参与することができませんので、一度退席していただきます。

暫時休憩します。

《 暫時休憩。 ●●●退席 》

休憩を解き、会議を再開いたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第95号「合意解約通知の成立状況の確認」。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知が

あったので報告する。

令和2年4月24日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

解約形態は合意解約であります。解約の事由は「小作不便、低生産のため」解約にいたしました。

以上、議案第95号の説明とさせていただきます。

議長 議案第95号の質疑をお受けいたします。

石田委員 この●●●さんの土地を賃貸で借りていたということですね。その賃貸で借りていたものが、解約することの理解でいいのかな。

斉藤主幹 そのとおりです。

石田委員 ということは、この●●●さんの土地の今後の利用はどうなるのか。

斉藤主幹 解約すると同時に、その後の農地の件については、当然考えなければならぬことなので、そこは解約が決定した後に、次の手順を進めております。話によりますと賃貸ではなく売買の方向で調整中です。

石田委員 ということは、ここで解約をして同一人物が売買という理解でいいのか。

斉藤主幹 同じ方であれば、利用集積なのでそのまま売買に移行できるのですが、相手が変わるということなので、次の相手とは交渉中で、それがまとまり次第、売買として、3条として上がってくる予定です。

石田委員 要するに、今後においては進行中という状況か。

斉藤主幹 そのとおりです。

議長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号につきましては、原案のとおり可決いたします。  
暫時休憩します。

《暫時休憩。●●●入室》

●●●にお伝えします。

ただいま審議をしていました議案第95号は原案のとおり決定しました。

日程第6 議案第96号「農用地等のあっせん申出」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第96号「農用地等のあっせん申出」。

下記の者より農用地等のあっせん申出があったので、白糠町農地移動適正化あっせん基準に基づき、あっせんについて候補者の選定及びあっせん委員を指名する。

令和2年4月24日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、申出者、●●●

号別2、●●●

続きまして、内容についてご説明いたします。

号別1及び号別2につきましては、農地の所有者である●●●様、●●●が所有する農地について、賃貸の申し出がなされたものであります。

あっせん申出にあたりましては、自留地として残す部分、また、山林等の箇所を除き、農用地等になり得る箇所を図面に示しております。

図面をご覧になっていただきたく存じます。

まずは位置図にて全体の箇所を確認させていただきます。

三つの地区、「和天別緑地区」、「中和天別地区」、「大秋地区」。

さらに団地分けを6つにしております。

次に団地分けした地番図をご覧願います。

①団地の面積は●●●になります。

②団地の面積は ●●●

③団地の面積は●●●

④団地の面積は ●●●

⑤団地の面積は ●●●

⑥団地の面積は ●●●

合計では、●●●

これをもって、議案第96号の説明とさせていただきます。

議長

質疑に入る前に、「申し出内容の不適正な事実の有無」について確認したいと思いますが、不適正な事実はないでしょうか。

石田委員 我々は、すべての農地を把握していなければならないが、地域の選ばれた農業委員がどのように判断しているのか。その辺はどうなのか。

齊藤主幹 ●●●様からこのような申し出がありましたので、この内容をお示しした上で、これからあっせん委員を選んでいただくのですが、そのあっせん委員の中で詳細な部分は詰めていく。

石田委員 ここで有無を確かめられても応えようがない。

議 長 休憩します。

《休 憩》

会議を再開します。

それでは、不適正な事実はないということで申し出を受けて、本案についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結致します。

これよりあっせん委員の指名に入りたいと思いますが、あっせん委員の数、委員の指名について、どのような方法で取り進めたらよろしいでしょうか。

お諮りいたします。

(出席委員) (なし)

議 長 事務局の協議案でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

《暫時休憩》

会議を再開します。

議 長 休憩を解き、会議を再開いたします。

これより、あっせん委員の指名を行います。

あっせん申し出地については、白糠町農地移動適正化あっせん事務実施要領に基づき、あっせん委員の数を3名とし、あっせん委員の指名を行います。

あっせん委員は、3番 酒井委員、7番 峯田委員、8番 照井委員以上3名とします。

申し出に伴い、あっせん委員会の取り進めについて、よろしくお願

ます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第27回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 閉会時間 午後 1 時50分 )